

**新潟県選挙管理委員会規程第1号**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年2月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
三条市	(略) ナーシングホーム三条	(略) 三条市今井野田新 田962-3	三条市	(略) ナーシングホーム三条	(略) 三条市今井野田新 田962-3
	<u>特別養護老人ホーム</u> <u>おおじまの里</u>	<u>三条市大島3783番</u> <u>地1</u>			
(略)			(略)		

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。